

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく  
民間競争入札に係る契約の締結について

独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号、以下「法」という。）に基づき「業務用電子計算機システム借上げ及び運用保守業務」について民間競争入札を実施し、以下のとおり契約を締結しました。

1 契約の相手方の氏名若しくは名称

富士通Japan株式会社

2 対象公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質に関する事項

(1) 業務の概要

ア 業務の経緯等

当センターは、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施する試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教育の振興に資することを目的として業務を行っている。

現在の業務用計算機システムは、2021年（令和3年）8月に導入されたものであり、当センターの教職員が業務を遂行するための端末利用システム、グループウェア・ファイル等各種サーバ群とこれらのシステムを統合するネットワークシステムから構成されている。

現在の業務用電算機システムが、令和8年7月末に契約を終了することに伴い、令和8年8月に更新する必要がある。

なお、業務用電算機システムの更新に当たっては、当センターの業務運営がより一層効率化されるように、可用性、利便性、信頼性に優れたシステムであること、かつ、経費削減の観点からコストパフォーマンスの高いシステムであることに配慮する必要がある。

イ システムの概要

システムの概要は「業務用電子計算機システム借上げ及び運用保守業務要求仕

様書」のとおり。

#### ウ 業務内容

「業務用電子計算機システム借上げ及び運用保守業務要求仕様書」に基づき、以下の業務を行う。

- (a) サーバ等機器の賃貸借及びソフトウェアの調達(ライセンス契約)を、リース契約を代行して行うこと。なお、提案する機器及びソフトウェアは、入札時点で原則として製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器またはソフトウェアにより応札する場合には、要件を満たすこと及び納入期限までに製品化され納入できることを証明できる書類を添付すること。
- (b) サーバ等機器の設置を行うこと。なお、搬入、据付、配線、調整、既設設備との接続に要するすべての費用は本調達に含まれる。
- (c) OSやソフトウェアのインストール、設定、動作確認を行うこと。
- (d) 導入した業務システムの運用上必要な運用手引書(マニュアル)を作成すること。
- (e) サーバ等機器及びソフトウェアの保守を行うこと。
- (f) 現行のシステムからデータ等を移行すること。
- (g) 設定情報、マニュアル等の成果物を納品すること。
- (h) 契約終了後に機器を撤去すること。

なお、本調達は、日常のバックアップ運用やヘルプデスク対応は行わず、運用管理業者(ヘルプデスク)を支援するものである。

#### エ 請負業務の引継ぎ

- (a) 現行請負者又は当センターからの引継ぎ

当センターは、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者(又は当センター)から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、当センターの負担とする。

- (b) 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

当センターは、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、請負者の負担となる。

- (2) 確保されるべき対象業務の質

ア 業務内容

(1) ウ「業務内容」に示す業務を適切に実施すること。

イ システム障害への対応。

(a) 本システムにおいて障害が発生した場合は、原因の特定、解決策の検討、復旧作業の実施等の措置を迅速かつ的確に行うこと。

(b) サーバ及びネットワーク機器等システムの基幹部分に障害が発生したときは、当センター又は運用管理事業者からの連絡を受けてから4時間以内に状況の確認、原因の調査を開始すること。

(c) 障害状況の確認後4時間以内に解決できるように努めること。

(d) 障害発生の原因を解明し、当センターと協議の上、再発防止策を講じること。

ウ セキュリティ上の重大障害件数

個人情報、組織・施設等に関する情報その他の契約履行に際し、知り得た情報の漏洩件数は0件であること。

エ システム運用上の重大障害件数

長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。

(3) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、請負者の創意工夫を反映し、サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

この場合請負者は、事業内容に対し、改善すべき提案（コスト削減に係る提案を含む）がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、従来の実施状況と同等以上の質が確保できる根拠等を提案すること。

3 実施期間に関する事項

(1) 設計・開発業務

契約締結日から2026年（令和8年）7月31日まで。

(2) 保守・運用業務

2026年（令和8年）8月1日から2031年（令和13年）7月31日まで。

4 報告、秘密保持その他対象サービスの適正かつ確実な実施の確保のために落札者が講ずべき措置に関する事項

(1) 本業務請負者が当センターに報告すべき事項、当センターの指示により講ずべき措置

ア 報告等

(a) 請負者は、別添1「業務用電子計算機システム借上げ及び運用保守業務要求

仕様書」に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を当センターに提出しなければならない。

- (b) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当センターに報告するものとし、当センターと請負者が協議するものとする。
- (c) 請負者は、契約期間中において、(b)以外であっても、必要に応じて当センターから報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

#### イ 調査

- (a) 当センターは、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要であると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は当センターの職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (b) 立入検査をする当センターの職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

#### ウ 指示

当センターは、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

### (2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ア 請負者は、本業務の実施に際して知り得た当センターの情報等（公知の事実等を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。
- イ 請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を当センターが認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。
- ウ 請負者は、当センターから提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- エ 請負者は、当センターの保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則（平成 17 年規則第 2 号）等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要

求事項に関して遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか、当センターは、請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

ア 請負業務開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当センターの事前の承認を得たときはこの限りではない。

ウ 権利義務の帰属等

(a) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(b) 請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当センターの承認を受けなければならない。

エ 契約不適合責任

(a) 当センターは、成果物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負者に対し、履行の追完を請求することができるものとし、履行の追完に必要な費用は、全て請負者の負担とする。

(b) 前項の契約不適合の場合において、当センターがその不適合を知った日から1年以内にその旨を請負者に通知しないときは、当センターは、その不適合を理由として、履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(c) 契約不適合が請負者の責に帰すべき事由によるものである場合は、当センターは、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

オ 再委託

(a) 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について第三者へ再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ書面において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について記載しなければならない。

(b) 請負者は、本業務の全部を一括して又は主たる部分を請負等により第三者に実施させてはならない。ただし、主たる部分とは、企画・構想及び計画立案、業務遂行管理等の総括的な業務、設計・開発業務における技術的判断等をいい、次の場合においてはこの限りではない。

- ・請負者が、書面により請負等を受ける者の名称・住所・請負等の業務の範囲・請負等の必要性・請負等の金額等を事前に大学入試センターに申請し、その承諾を受けた場合。なお、請負等の内容を変更しようとする場合も同様とする。
  - ・請負者がコピー・ワープロ・印刷・製本・トレース・資料整理・計算処理・翻訳・参考書籍等の購入・消耗品購入・会場借上等の軽微な業務を請負等しようとする場合。
- (c) 上記に基づき、第三者に業務を請負等する場合は、前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に従いその者に対し、秘密の保持を同様に請負契約等において課すこと。
- (d) 請負者及び請負等を受けた第三者は、大学入試センターが保有する情報セキュリティポリシー等(以下「ポリシー等」という。)を遵守しなければならない。また、大学入試センターの保有するポリシー等については、前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に基づき、その内容を秘密にする措置をとらなければならない。
- (e) 請負者が第三者に請負等する場合において、請負等を受けた第三者が更にその業務の一部を請負等する等複数の段階で請負等が行われるときは、あらかじめ当該複数段階の請負等を受ける業者の名称・住所・請負等の業務の範囲を記載した書面(履行体制に関する書面)を大学入試センターに提出しなければならない。当該書面の内容を変更しようとする場合も同様とする。

#### カ 契約内容の変更

当センター及び請負者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

#### キ 機器更新等の際における民間事業者への措置

当センターは、次のいずれかに該当するときは、請負者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。

- (a) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき
- (b) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき
- (c) 当センターの組織変更や人員増減に伴うシステム利用者数の変動等により業務量に変動が生じるとき

#### ク 契約の解除

当センターは、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請

負者は当センターに対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当センターの定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、請負者は、当センターとの協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

- (a) 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき。
- (b) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
- (c) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- (d) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
- (e) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

#### ケ 談合等不正行為

請負者は、談合等の不正行為に関して、当センターが定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

#### コ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により当センターに損害を与えたときは、当センターに対し、その損害について賠償する責任を負う。また、当センターは、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、当センターから請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

#### サ 不可抗力免責・危険負担

当センター及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当センターが物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

#### シ 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ることを、又は、与えることをしてはならない。

#### ス 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務

の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ 法令の遵守

請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ソ 安全衛生

請負者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

タ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了した日又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

チ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当センターと請負者との間で協議して解決する。

5 第三者に損害を加えた場合の落札者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当センターが当該第三者に対する賠償を行ったときは、当センターは請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当センターの責めに帰すべき理由が存する場合は、当センターが自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当センターの責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は当センターに対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

6 対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要

落札者が実施する主な業務は、は本調達機器等の搬入・設置、本システムの設計・構築・インストール及び環境設定・動作検証・教育・研修、データ移行等を行うものである。また、契約期間中の運用・保守を行うものである。

本業務を遂行するに当たっては、本調達の確実な実施を担保するためのプロジェクト

体制を整えることとし、作業責任者、プロジェクトマネージャを配置する。また、保守・運用支援の実施体制を整えることとし、統括責任者を配置する。

実施方法については、仕様書に基づき適切に実施する。

7 契約の相手方の住所(法人にあつては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(1) 代表者

代表取締役社長 長堀 泉

(2) 主たる事務所の所在地

神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5

8 契約金額

760,800,000円(税抜)

※実施期間の総額